

2025年 10月

共同利用実験におけるハラスメントの防止について

高エネルギー加速器研究機構

DE & I 推進室長 野尻 美保子

高エネルギー加速器研究機構（KEK）は大学共同利用機関法人として、国内外の多数の研究者に利用されています。このなかで、共同利用者の係わるハラスメントや改善の必要な行為の事例は残念ながら皆無ではありません。

国の労働施策総合推進法に基づくガイドラインでは、事業主は雇用者以外に対しても職場におけるハラスメント防止の方針を明確にし、必要に応じて適切な対応を講じることが推奨されています[1]。これを受けて、KEKでは共同利用者にも適用される行動規範(CoC)およびDE & I (Diversity, Equity & Inclusion) 基本方針を決定し、共同利用者がこれを遵守しない場合は共同利用の資格を停止することがある、と決めました。素粒子原子核研究所(IPNS) はさらに研究所独自のCoCを設けています[2]。また、共同利用者は、KEKの外部相談員や内部相談員に困りごとを相談し、アドバイスを受けることができます[3]。

共同利用者グループの運営方針はグループが独自に決定するものとされていますが、国のガイドラインを踏まえ、KEKがホストする共同利用実験においても、適切なハラスメント対策が行われていることが求められます。該当する共同利用実験グループにおいては、KEK・IPNSのCoCやKEKのDE & I基本方針の周知を行うとともに、KEKの相談員制度を周知してください。

これに加えて、ハラスメントの兆候を早期に発見し、適切な対応をとるために、可能であれば、グループ独自のハラスメントに対する基本方針を定め、その周知徹底を行う責任者(DE & I 担当者など)、ハラスメント相談員を定め、相談・調査・対応のプロセスを明確化してください。内部手続きを定める場合、相談者や行為者とされる者の個人情報の保護の徹底、相談者に対する不利益な取り扱い

の禁止、ハラスメント調査における利益相反の排除、調査プロセスと最終判断者の分離に留意いただきたいと思います。

KEK の共同利用者は所属機関のハラスメント教育を積極的に受講していただくようお願いします。また、グループ独自のハラスメント防止教育素材の作成を推奨します。教材作成の議論をおこなうことは、実験グループのメンバーの意識の向上や、共通認識の形成に役立ちます。例えば、KEK のホストする Belle II 実験では、最近 "workplace environment guideline" を作成・公開しています[4]。

KEK は、KEK に関わる活動におけるハラスメントに積極的に対応しており、ハラスメント窓口への早めの相談を推奨しています。特に、KEK が対応すべき行為があると思われる場合は、KEK 窓口までご相談ください。また、KEK の DE & I 推進室長は、必要に応じてグループの DE & I 担当者と懇談を行い、グループにおける DE & I 体制に対してアドバイスを行うことができます。

本文書についてご意見・ご提案がございましたら、KEK の DE & I 推進室長(nojiri@post.kek.jp) までご連絡ください。

[1] [職場におけるハラスメント対策パンフレット](#) (令和 6 年 11 月)

[2] [KEK 行動規範とコンプライアンス](#)

[KEK DE & I 基本方針\(2024.6.21\)](#)

[素粒子原子核研究所行動規範](#)

[3] [KEK ホームページ ハラスメント相談](#)

[4] ["Belle II workplace environment Guidelines"](#)